

信州やまなみ国スポ大町市スポーツライミング競技会場
設計等業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「令和8年度 信州やまなみ国スポ大町市スポーツライミング競技会場設計等業務」(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、最も適した受託候補者を客観的かつ公平に選定するため、信州やまなみ国スポ大町市スポーツライミング競技会場設計等業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本業務の概要、プロポーザル実施要領及び仕様書の確認に関すること。
- (2) 本業務の履行に最も適した相手方となる候補者(以下「優先交渉権者」という。)の審査基準の確認に関すること。
- (3) 選定に参加する事業者に必要な資格の確認及びその審査に関すること。
- (4) 企画提案書等の審査及び評価に関すること。
- (5) 優先交渉権者等の決定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、信州やまなみ国スポ・全障スポ大町実行委員会会長が委嘱する。

- (1) 対象となる競技及び施設の整備等に関し、学識経験又は専門的知識を有する者
- (2) 対象となる競技に関係する団体の役員等で、競技運営に精通する者
- (3) 信州やまなみ国スポ・全障スポ大町市実行委員会事務局長
- (4) 大町市の部課長等の職にある者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は前条第2項第3号の委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の氏名等の非公表)

第6条 委員の氏名については、審査の公平性及び客観性を確保するため、第2条第5号に規定する受託候補者を決定するまでの間は、これを非公表とする。

2 委員長は、受託候補者の決定後、速やかに委員の氏名及び役職を公表するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利害関係者の排除)

第8条 委員は、プロポーザルに参加する者と直接の利害関係を有するときは、当該プロポーザルの審査に加わることができない。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、信州やまなみ国スポ・全障スポ大町実行委員会事務局（大町市教育委員会国スポ・全障スポ推進室）において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 10 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。